

議員提出議案第5号

高山振興ワークショップ事業に係る事務を調査する特別委員会の設置について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

令和7年10月 日

提出者 塩見牧子

〃 浜田佳資

賛成者 竹内ひろみ

〃 神山さとし

〃 辰巳綾子

〃 芦谷真治

高山振興ワークショップ事業に係る事務を調査する特別委員会の設置について

下記により高山振興ワークショップ事業に係る事務を調査する特別委員会の設置について、議案を提出する。

記

1 調査事項

本議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

（1）高山振興ワークショップ事業に係る事務に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び生駒市議会委員会条例（昭和46年11月生駒市条例第31条）第5条の規定により、高山振興ワークショップ事業に係る事務について、委員8人からなる高山振興ワークショップ事業に係る事務を調査する特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項、第10項及び同法第98条第1項の権限を高山振興ワークショップ事業に係る事務を調査する特別委員会に委任する。

4 調査期限

高山振興ワークショップ事業に係る事務を調査する特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては20万円以内とする。